

周産期医療施設オープン病院化モデル事業  
3年間の取組

平成20年3月

厚生労働省医政局総務課

医療安全推進室

## 目 次

はじめに .....	P 1
第 1 章 周産期医療施設のオープン病院化モデル事業の実施状況 .....	P 1
I 用語の定義 .....	P 1
1 オープンシステム・セミオープンシステムの定義 .....	P 1
2 オープン病院の定義 .....	P 1
II モデル事業の概要 .....	P 2
1 目的 .....	P 2
2 事業の実施主体 .....	P 2
3 運営基準 .....	P 2
4 事業内容 .....	P 2
5 実施体制 .....	P 2
III 実施地域 .....	P 4
IV 周産期医療施設オープン病院化モデル事業関係者連絡会議開催 状況 .....	P 4
V モデル事業の成果と課題及び今後の方向性 .....	P 5
1 モデル事業における成果 .....	P 5
2 モデル事業における主な課題 .....	P 6
3 セミオープンの地域における今後のオープン病院化に向けての 課題 .....	P 8
4 今後の方向性 .....	P 9
VI オープン病院化推進のための国への提言 .....	P 12
1 オープン病院化推進のための国への提言 .....	P 12
2 その他 .....	P 15
第 2 章 モデル事業実施地域からの報告 .....	P 17
I 宮城県 .....	P 19
II 東京都 .....	P 25
III 静岡県 .....	P 31
IV 三重県 .....	P 37
V 滋賀県 .....	P 47
VI 岡山県 .....	P 53
VII 広島県 .....	P 61
VIII 各地域の実施状況一覧 .....	P 67

## はじめに

平成15年12月の厚生労働大臣医療事故対策緊急アピールにおいて、医療安全対策については、「人」、「もの」、「施設」の柱をたて、対策を進めるよう示された。この中で、産科医療の安全性を向上させる観点から「施設」に関する医療安全対策として、地域の中核となっている周産期医療施設のオープン病院化の研究を進めることが提言された。

そこで、平成17年度より3カ年の計画で、周産期医療施設オープン病院化モデル事業が、実施されたところである。

今般、3年間のモデル事業が終了することから、各モデル地域における取組状況及びモデル事業を行う中で明らかとなった課題等を取りまとめることとした。本まとめが、全国の医療機関等や自治体において、周産期医療施設のオープン病院化を今後検討される際の参考となることを期待したい。

## 第1章 周産期医療施設のオープン病院化モデル事業の実施状況

### I 用語の定義

#### 1 オープンシステム・セミオープンシステムの定義

オープンシステム、セミオープンシステムは、下記のように定義する。

(平成16年度 厚生労働科学研究費補助金 健康安全確保総合研究分野 医療技術評価総合研究「産科領域における安全対策に関する研究(主任研究者:中林正雄)」より抜粋。)

##### (1) オープンシステム

オープンシステムとは、妊婦健診は診療所で行い、分娩は診療所の医師自身が連携病院に赴いて行う場合と定義した。すなわち、診療所の医師が原則として分娩に立ち会うことを患者と約束している場合を言い、この場合の診療所の医師は、アメリカにおける attending physician (立ち会い医、担当医あるいは主治医)に相当する。

##### (2) セミオープンシステムの定義

セミオープンシステムとは、妊婦健診をたとえば9ヶ月位まで診療所で診療所の医師が行い、その後は提携病院へ患者を送るものを言うこととした。すなわち、診療所の医師は原則として分娩に立ち会わず、その後の妊婦健診と分娩は病院の医師の責任で行われることを患者が了解している場合である。

#### 2 オープン病院の定義

本事業におけるオープン病院とは、オープンシステム及びセミオープンシステムを実施している医療機関のことを言う。

## II モデル事業の概要

### 1 目的

産科医師数の減少にともない、地域で出産が出来る医療機関数が減少するなど、産科医療を取り巻く状況に大きな変化が起こっていることを踏まえ、ハイリスク分娩などを受け入れることが可能な産科オープン病院を中心とした周産期医療のモデル事業を行い、安全で安心な周産期医療体制の確保を図ることを目的とする。

### 2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県（委託を含む）、市町村及び厚生労働大臣の認める者とする。

### 3 運営基準

- (1) オープン病院ではハイリスク分娩などを行うものとする。
- (2) 診療所の医師及び助産所の助産師は、オープン病院の登録者となり、自分が健診した妊婦の出産に立ち会うことができるものとする。

### 4 事業内容

周産期医療施設のオープン病院化モデル事業に係る事業内容は以下のとおりとする。

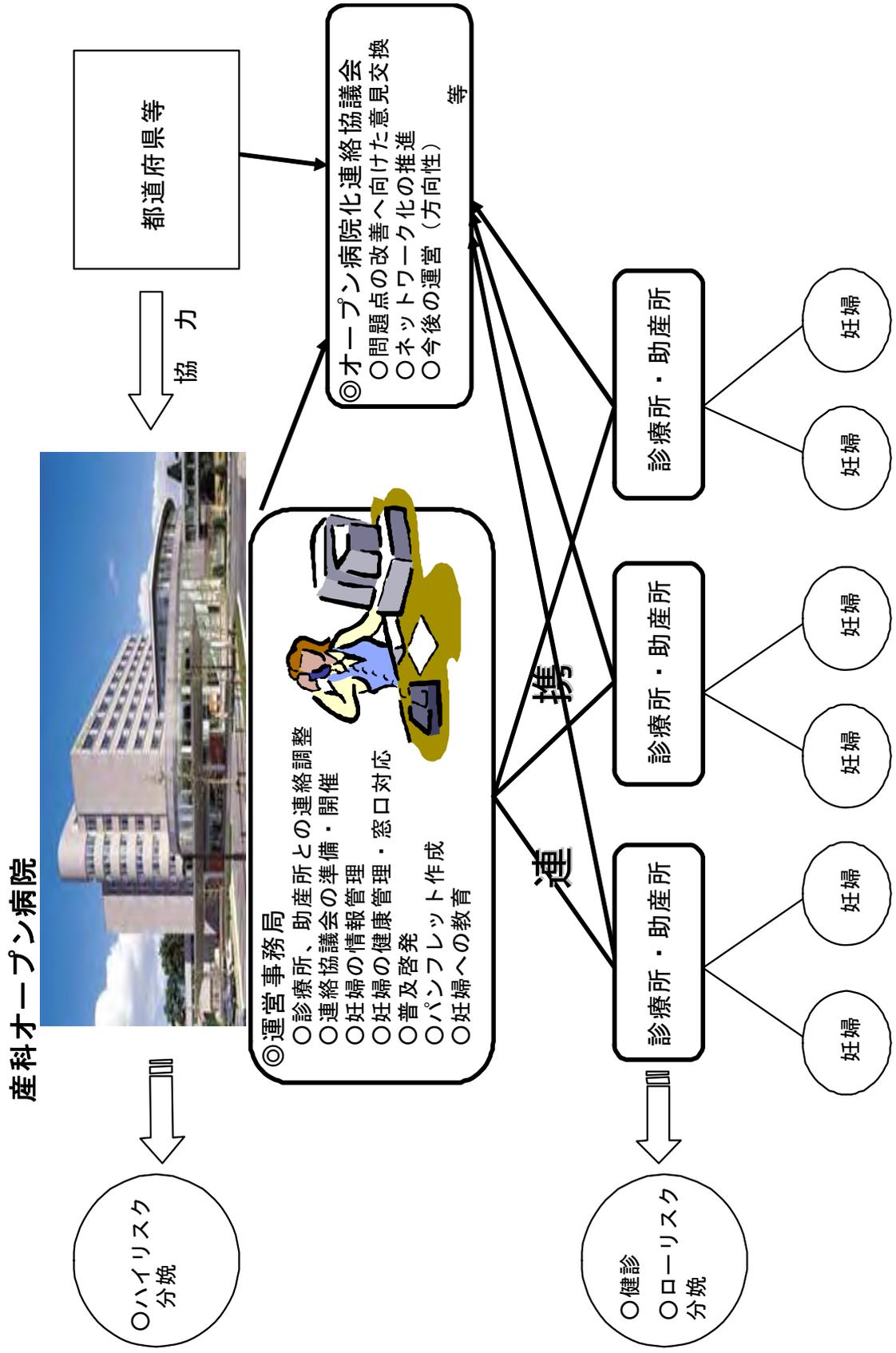
- (1) 産科オープン病院を中心とした病院、診療所、助産所の連携のシステム構築
- (2) オープン病院化連絡協議会の設置及び開催
- (3) 妊婦の情報・健康管理及び窓口相談の対応
- (4) 本モデル事業に関する普及・啓発

### 5 実施体制

本モデル事業を適正に運営するため、オープン病院内に以下の体制を整備することとする。

- (1) 運営事務局
  - ・ 医師、助産師、看護師等を配置
  - ・ 妊婦の情報等の管理及び必要な情報の収集
  - ・ 本モデル事業の運営に係る庶務全般
- (2) オープン病院化連絡協議会
  - ・ 都道府県、オープン病院、診療所、助産所等の職員及び有識者により組織
  - ・ 問題点の改善に向けた意見交換
  - ・ オープン病院の今後の運営方針の検討等

(図1) 周産期医療施設オープン病院化 (イメージ)



### Ⅲ. 実施地域

本事業は、平成17年度より宮城県、東京都、岡山県、平成18年度より静岡県、三重県、滋賀県、広島県の合計7箇所の地域において実施された。

事業実施主体及び事業開始時期は表1の通りである。

表1：事業実施主体及び開始時期

	地域	実施主体	開始時期
17年度	宮城県	仙台赤十字病院	平成17年10月1日
	東京都	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 総合母子保健センター愛育病院	平成17年11月11日
	岡山県	岡山県	平成17年8月17日
18年度	静岡県	静岡県	平成18年11月1日
	三重県	三重県	平成18年4月3日
	滋賀県	滋賀県	平成18年4月1日
	広島県	広島県	平成18年7月1日

### Ⅳ 周産期医療施設オープン病院化モデル事業関係者連絡会議開催状況

本事業の推進を目的とし、関係者連絡会議を開催し、各事業実施地域における取組状況と課題及び今後の方向性等について、各地域の関係者により意見交換等を行った。

本会議は、平成18年5月から平成20年3月までに、合計3回開催された

- ・ 第1回 関係者連絡会議（平成18年5月25日）
- ・ 第2回 関係者連絡会議（平成19年3月2日）
- ・ 第3回 関係者連絡会議（平成20年2月1日）